

福井市建築物耐震改修促進計画

(計画期間：平成20年4月～令和8年3月)



平成 20 年 3 月 策定
平成 25 年 3 月 改定
平成 28 年 3 月 改定
平成 29 年 3 月 改定
令和 2 年 3 月 改定
令和 3 年 3 月 改定
福井市

目次

はじめに	1
（1）建築物の耐震化の必要性	1
（2）計画の位置づけ	2
（3）計画の改定	2
第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定	4
（1）大規模地震が発生した場合に想定される被害の状況	4
（2）耐震化の現状	5
（3）耐震化の目標設定	12
（4）市有建築物の耐震化の現状と方針	14
第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	15
（1）耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針	15
（2）耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	15
（3）地震時に通行を確保すべき道路の指定及び沿道建築物の耐震化	19
（4）安心して耐震改修を行うことができる環境の整備	19
（5）地震時の総合的な安全対策	20
（6）緊急耐震重点区域における建築物の耐震化促進	21
第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	22
（1）想定地震における震度分布図等の情報提供	22
（2）相談体制の整備・情報の充実	22
（3）パンフレット等の作成とその活用	22
（4）リフォームにあわせた耐震改修の誘導	23
（5）住民啓発活動	23
第4章 耐震改修促進法及び建築基準法による指導等に関する事項	24
（1）県と市が連携した指導等の実施	24
（2）優先的に指導等を実施すべき特定建築物の選定	25
第5章 その他の耐震診断及び耐震改修の促進に関しての必要な事項	26
（1）福井県建築士事務所協会との連携	26
（2）計画の検証	26

はじめに

(1) 建築物の耐震化の必要性

① 阪神・淡路大震災の教訓

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、全体で6,434人の尊い命が奪われましたが、このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が建築物の倒壊等によるものでした。

このような甚大な被害が生じたのは、倒壊した建築物の多くが昭和56年以前に建築されたものであり、昭和56年6月から施行されている改正建築基準法に適合しないものであったことが、その要因とされています。

② 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正

このことを受けて、平成7年12月に建築物の地震に対する安全性の向上を目的とした「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が施行されました。

平成17年には、これまで地震発生のおおきな空白地帯とされていた九州の北部地域で、福岡県西方沖地震が発生し大きな被害が生じるなど、大規模地震がいつどこで発生してもおかしくない状況にあることを踏まえ、同年9月に国の中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針（以下「国の基本方針」という。）において、建築物の耐震改修は、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」に位置づけられるとともに、同年11月に耐震改修促進法の改正が行われ、平成18年1月から施行されました。この改正により、平成18年12月には、「福岡県建築物耐震改修促進計画」（以下「県計画」という。）が策定され、国の基本方針と県計画を踏まえ、原則として、平成19年度までに市町は耐震改修促進計画を策定することとされました。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により甚大な被害をもたらしました。その後の平成25年5月に二度目の耐震改修促進法の改正が行われ、病院・店舗・旅館等の不特定多数の者が利用する大規模建築物、道路に倒壊した際に多数の者の避難を困難とする建築物などについて、耐震診断を行い報告することを義務付けし、その結果を公表することを規定した改正耐震改修促進法が平成25年11月に施行されました。

(2) 計画の位置づけ

福井市建築物耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、福井市（以下「本市」という。）が大規模地震の発生による人的及び経済的被害の軽減を目的として、福井市内における建築物の耐震診断及び耐震改修などの耐震化を促進するために、平成20年度から平成27年度までの8年間を計画期間として策定しました。

策定にあたっては、「福井市総合計画」、「福井市都市計画マスタープラン」及び「福井市地域防災計画」などの上位計画と整合を図りながら、建物の耐震化率の目標や耐震化を促進する施策などの内容を提示しています。

なお、耐震化率の目標は住宅及び多数の者が利用する特定建築物について設定します。

(3) 計画の改定

本市の耐震化の状況は、経済状況の悪化等の社会情勢の変化から着工件数が落ち込み、平成20年に策定した本計画の取組だけでは耐震化の大きな進捗を期待することができず、新たな取組や手法の検討が必要となっています。

このため、計画期間の中間年度にあたる平成24年度には、これまでの取組の検証を行い、課題に対する取組を強化するため、出前講座や木造住宅耐震改修の現場見学会の実施など、普及啓発活動等について一部改定を行いました。

平成27年度には、改正耐震改修促進法が平成25年11月に施行され、新たに規定された内容を促進計画に反映する必要があること、国が告示のなかで令和2年度の耐震化率について目標値を示したこと、県計画の期間が令和2年度まで延長され、目標値が示されたことから、本計画についても今までの内容を検証した上で一部改定を行い、計画期間を令和2年度まで延長しました。

その後も課題に対する取組を強化するため、平成28年度には、緊急耐震重点区域における建築物の耐震化の促進について、令和元年度には、ブロック塀等の安全対策の推進について一部改定を行いました。

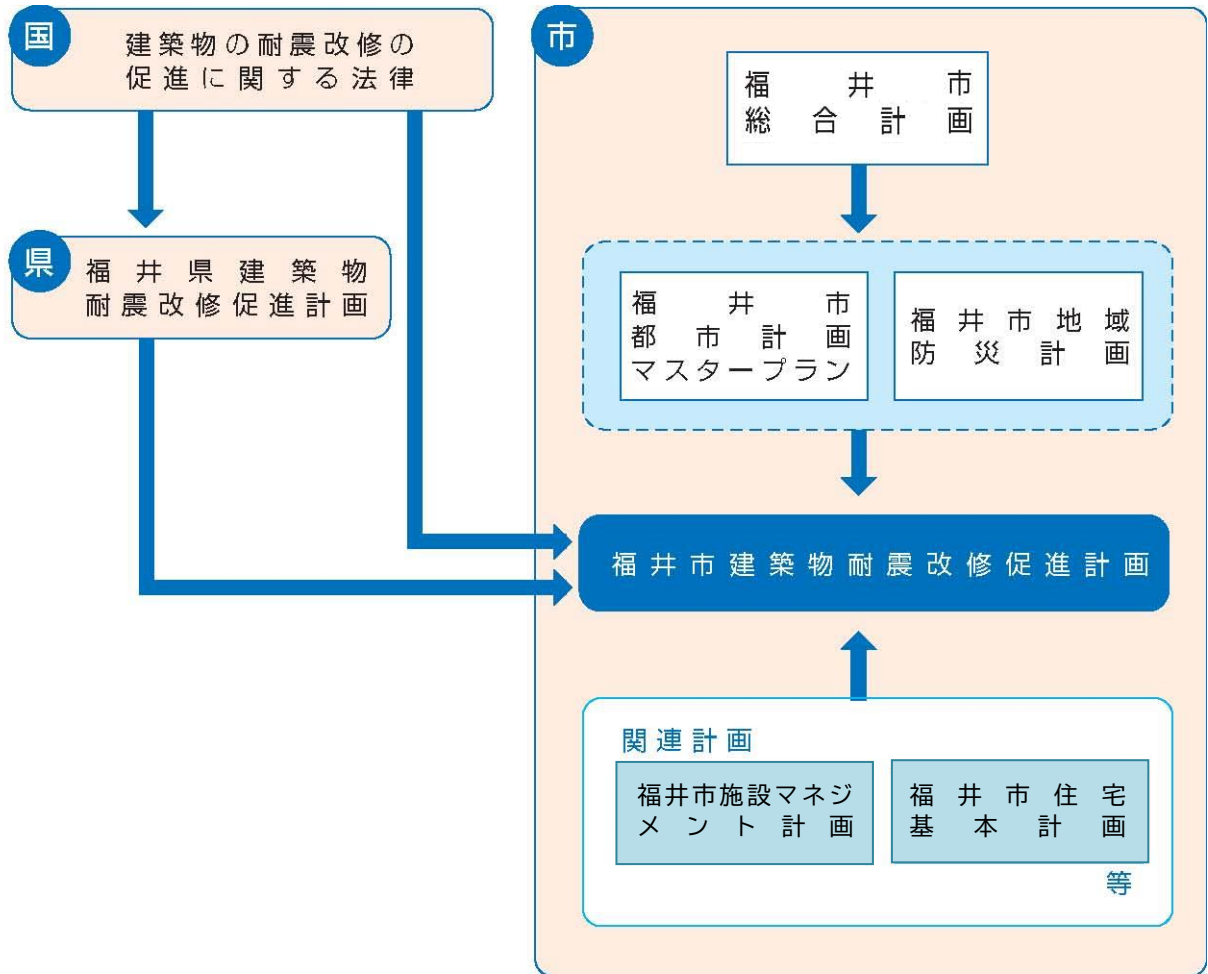
今般、国が今後の耐震化目標のあり方を示したこと、県計画の計画期間が令和7年度まで5年間延長され、新たな目標値が示されたことから、これまでの内容を検証した上で本計画の一部改定を行い、計画期間を令和7年度まで延長することとします。

改定の主な概要

以下のとおり検証と改定を行いました。

- 住宅及び多数の者が利用する特定建築物の令和2年度の耐震化率を検証（P5, 8, 9）
- 計画期間延長に伴う新たな耐震化率目標値の設定（P12, 13）
- 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の追加（P15）

▶ 図／福井市建築物耐震改修促進計画の位置づけ



第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定

(1) 大規模地震が発生した場合に想定される被害の状況

① 調査報告書の公表

平成7年1月に、近代的な大都市における初めての直下型大地震の阪神・淡路大震災が発生し、甚大な被害が発生したことから、福井県は、この大震災から得られた反省や新たな知見から詳細な地盤データ、都市化による生活様式・社会状況の変化等を踏まえ、災害要因の分析や被害予測等を見直し、その内容を平成9年3月に「福井県地震被害予測調査報告書」として取りまとめ、公表しました。その後、平成23年度にあらためて福井県地震被害予測調査が実施されたことを受け、福井市地域防災計画において、本市における被害想定が見直されました。

② 調査報告書の内容

福井市地域防災計画では、本市に最も大きい影響を与える断層帯として福井平野東縁断層帯（マグニチュード7.6）による地震を想定しています。

このような規模の地震が福井平野で発生した場合は、本市で木造住宅にかなりの被害が発生し、積雪時には積雪のない時に比べ建物被害が約1.1倍に増えることが予想されます。

▶ 表1 - 1/想定される被害の状況

被害区分		被害想定（市内）	
人的被害	死者数	「冬（5時）」 「秋（15時）」	1,012人 776人
	負傷者数	「冬（5時）」 「秋（15時）」	6,437人 6,173人
建物被害	全壊	木造建築物（積雪あり） 木造建築物（積雪なし）	14,808棟 13,164棟
	半壊	木造建築物	20,927棟

出典：「福井県地震被害予測調査報告書」（平成24年3月）

(2) 耐震化の現状

① 住宅

1-1 耐震基準の見直し

昭和53年に発生した宮城県沖地震で、それまでの耐震基準で建てられた建築物の多くに被害が発生したことから、耐震性の向上を図るために木造住宅の必要な壁量の見直しや建物をバランスよく設計するための基準ができるなど、建築基準法の耐震基準が大幅に見直され、昭和56年6月から施行されました。

この法改正後の耐震基準（以下「新耐震基準」という。）で建築された建築物は、阪神・淡路大震災において被害が少なく、それまでの耐震基準（以下「旧耐震基準」という。）で建築された建築物には、宮城県沖地震と同様に多くの被害が出ています。

1-2 耐震化の現状

このため、建築物の耐震化の現状を把握するにあたっては、新耐震基準で建築されたものか旧耐震基準で建築されたものかを確認する必要があります。表1-2は、総務省統計局が5年毎に公表している「住宅・土地統計調査報告」に基づき、住宅戸数及び耐震診断の有無から市内における住宅の戸数及び耐震化の現状を推計したものです。推計にあたっては、この統計報告が5年毎の集計であるため、昭和55年以前の住宅を旧耐震基準によるもの、昭和56年以降の住宅を新耐震基準によるものとして取り扱い、昭和55年以前の住宅は、大規模地震に対して十分な耐震性を有しているかどうか確認されていない住宅としています。

令和2年度では、住宅約10.2万戸のうち、耐震性を有していると推計される住宅は約8.7万戸で、耐震化率は85.4%であり、平成27年度の79.9%より改善が進んでいます。

▶ 表1 - 2/住宅の耐震化の現状（令和2年度）

区分	住宅戸数①	昭和55年以前の住宅戸数②	昭和56年以降の住宅戸数④	耐震性を有する住宅戸数⑥ 【③+⑤】	耐震化率※ (%) 【⑥/①】
		耐震性有③	耐震性有⑤		
平成18年度 (推計)	88,100	45,900	42,200	52,700	59.8%
		10,500	42,200		
平成23年度 (推計)	91,700	30,700	61,000	71,600	78.1%
		10,600	61,000		
平成27年度 (推計)	94,500	23,800	70,700	75,500	79.9%
		4,800	70,700		
令和2年度 (推計)	101,800	25,800	76,000	86,900	85.4%
		10,900	76,000		
令和7年度 (推計)	105,700	23,700	82,000	92,300	87.3%
		10,300	82,000		

※ 平成18年度耐震化率は、平成15年度「住宅・土地統計調査報告」（総務省統計局）データから作成。

平成23年度耐震化率は、平成20年度同データ、平成27年度耐震化率は、平成25年度同データから作成。

令和2・7年度耐震化率は、平成30年度同データから令和2年5月に国から示された耐震化率の新たな推計方法を基に作成。

② 特定建築物

2-1 定義

本計画では、旧耐震改修促進法第6条に「地震発生時に被害を受け倒壊または使用ができない状態となると、人的及び経済的に多大な被害が発生すると想定される一定規模以上の建築物」と規定されていた建築物を特定建築物と定義します。

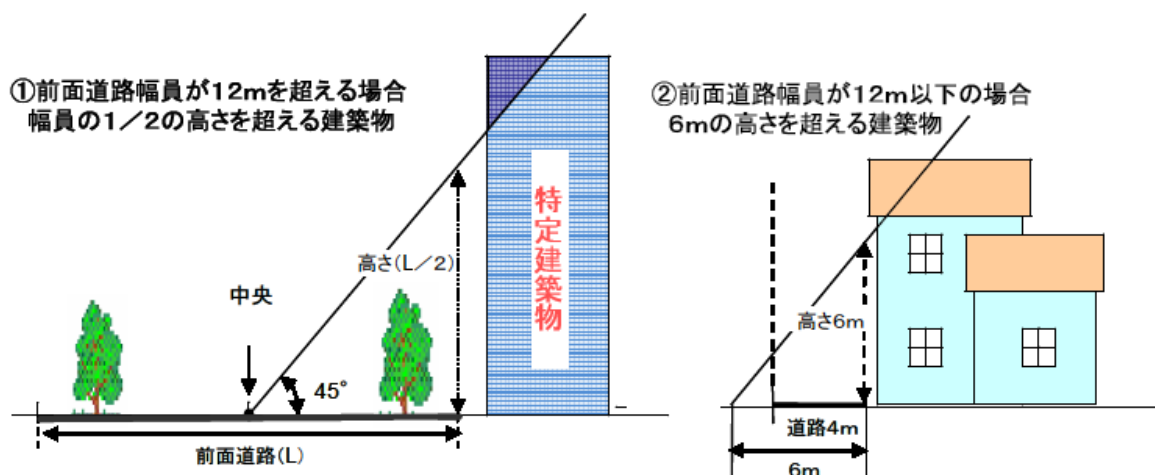
改正耐震改修促進法では、特定建築物で旧耐震基準の建築物が特定既存耐震不適格建築物と規定されました。このうち大規模な建築物等は、同法附則第3条により耐震診断を行い所管行政庁に報告することが義務付けられ、その結果をホームページ等で公表することが規定されました。

2-2 種別

- 第14条第1号・・・ 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等多数の者が利用する建築物（以下「**多数の者が利用する特定建築物**」という。）
- 第14条第2号・・・ 危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物（以下「**危険物関係特定建築物**」という。）
- 第14条第3号・・・ 地震によって倒壊した場合において敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、敷地が都道府県又は市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物（以下「**緊急輸送道路沿道特定建築物**」という。）

なお、第3号に規定する建築物とは、図1-1に示されているように地震によって倒壊した場合に前面道路の1/2を超え、道路を閉塞する建築物であり、福井市耐震改修促進計画では、県計画で記載された道路（福井県緊急輸送道路ネットワーク計画における道路）及び福井市地域防災計画において定められた緊急輸送道路を対象とします。

- ▶ 図1-1/地震によって倒壊した場合において敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物のイメージ



▶ 表1 - 3/特定建築物の一覧

法	用途	規模要件	耐震診断義務付け対象建築物の規模要件
第14条 第1号	幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
	小学校等 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程 特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ3,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)
	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	病院、診療所		
	劇場、観覧場、映画館、演芸場		
	集会場、公会堂		
	展示場		
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
	ホテル、旅館		
	博物館、美術館、図書館		
	遊技場		
	公衆浴場		
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールこれらに類するもの		
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
	自動車庫庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		
	学校 第2号以外の学校	—	—
卸売市場			
賃貸住宅※（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿			
事務所			
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）			
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上	
第14条 第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	石油類や火薬類などの危険物を一定数量以上貯蔵、処理する全ての建築物	階数1以上かつ5,000㎡以上 (境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)
第14条 第3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が耐震改修促進計画に記載された道路に接する建物	全ての建築物	耐震改修促進計画で指定する重要な道路の沿道建築物

※ 賃貸住宅は「住宅」としても対象建築物に位置づけられています。

【a】 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状（法第14条第1号）

（令和2年度）

a-1 耐震化率

平成27年度では、総棟数は1,607棟で、そのうち新耐震基準により建築された耐震性を有する建築物は994棟、旧耐震基準で建築された建築物613棟のうち耐震性を有すると推計される建築物は385棟あり、平成27年度での耐震化率は85.8%と推計されます。

令和2年度にアンケート調査を行い、実態を把握しました。その結果、令和2年度において、総棟数は1,628棟で、そのうち新耐震基準により建築された耐震性を有する建築物は1,088棟、旧耐震基準により建築された建築物は540棟、そのうちアンケート調査による耐震診断の結果や耐震改修の実施の把握、国の推計値などから耐震性を有すると推計される建築物は404棟あり、耐震性を有していると推計される建築物は1,492棟で、令和2年度での耐震化率は91.6%と推計されます。

▶ 表1 - 4/多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状（令和2年度）

	建築物の 総棟数 ①	新耐震基 準により 建築され た建築物 の棟数 ②	旧耐震基 準により 建築され た建築物 の棟数 ③	旧耐震基 準のうち 耐震性を 有すると 推計され る建築物 の棟数 ④	耐震性を 有する 建築物の 棟数 ⑤ (②+④)	R2 年度 耐震化率 (推計) ⑤/①	H27 年度 耐震化率 (推計)	H18 年度 耐震化率 (推計)
多数の者が利用 する特定建築物	1,628 (1,607)	1,088 (994)	540 (613)	404 (385)	1,492 (1,379)	91.6%	85.8%	75.7%
(ア) 災害時の拠点 となる建築物	514 (506)	296 (263)	218 (243)	206 (198)	502 (461)	97.7%	91.1%	65.7%
(イ) 不特定多数の者が 利用する建築物	247 (222)	189 (150)	58 (72)	33 (33)	222 (183)	89.9%	82.4%	77.3%
(ウ) 特定多数の者が 利用する建築物	867 (879)	603 (581)	264 (298)	165 (154)	768 (735)	88.6%	83.6%	81.0%

() 内は平成27年度の棟数

注：福井市集計データ

a-2 分類

さらに、多数の者が利用する特定建築物については、その建築物の用途、使用形態から地震発生時に果たす役割を考慮して、「災害時の拠点となる建築物」、「不特定多数の者が利用する建築物」及び「特定多数の者が利用する建築物」の3つに分類し、その重要性から耐震化の優先度を考えます。

ア) 災害時の拠点となる建築物

地震発生時に円滑な避難や早期の災害復旧を行うために、災害時の情報の収集・伝達や避難誘導等の拠点となる庁舎、被災者を一時的に収容する病院や学校等です。災害時要援護者が利用している福祉施設も含まれます。

これらの建築物は、「福井市地域防災計画（震災対策編）」においても防災上重要な建築物と位置づけられており、耐震化が最も重要な建築物となります。

本市における耐震化率の現状は、97.7%と推計されます。

イ) 不特定多数の者が利用する建築物

百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、美術館、博物館等です。建築物の利用者が不特定多数のため、避難時に混乱を生じやすく、地震発生時の円滑な避難の確保が重要であり、災害時の拠点となる建築物に次いで、耐震化が重要となります。

本市における耐震化率の現状は、89.9%と推計されます。

ウ) 特定多数の者が利用する建築物

賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、事務所、工場等です。多数の利用者がいるため、地震発生時の避難の確保が重要です。

本市における耐震化率の現状は、88.6%と推計されます。

【b】 危険物関係特定建築物の耐震化の現状（法第14条第2号）

（令和2年度）

平成27年度では、総棟数は76棟で、そのうち新耐震基準により建築された耐震性を有する建築物は54棟、旧耐震基準で建築された建築物22棟のうち耐震性を有すると推計される建築物は8棟あり、平成27年度での耐震化率は81.6%と推計されます。

危険物関係特定建築物においても、多数の者が利用する特定建築物と同様にアンケート調査を行いました。その結果、令和2年度において、総棟数は80棟で、そのうち新耐震基準により建築された耐震性を有する建築物は61棟、旧耐震基準により建築された建築物は19棟、そのうちアンケート調査による耐震診断の結果や耐震改修の実施の把握、国の推計値などから耐震性を有すると推計される建築物は8棟あり、耐震性を有していると推計される建築物は69棟で、令和2年度での耐震化率は86.3%と推計されます。

▶ 表1 - 5/危険物関係特定建築物の耐震化の現状（令和2年度）

	建築物の 総棟数 ①	新耐震基準により 建築された建築物 の棟数 ②	旧耐震基準により 建築された建築物 の棟数 ③	旧耐震基準のうち 耐震性を有すると 推計される建築物 の棟数 ④	耐震性を 有する 建築物の 棟数 ⑤ (②+④)	R2年度 耐震化率 (推計) ⑤/①	H27年度 耐震化率 (推計)	H18年度 耐震化率 (推計)
危険物関係 特定建築物	80 (76)	61 (54)	19 (22)	8 (8)	69 (62)	86.3%	81.6%	79.1%

（ ）内は平成27年度の棟数

注：福井市集計データ

【c】 緊急輸送道路沿道特定建築物の耐震化の現状（法第14条第3号）

（令和2年度）

県が定めている第1次から第3次までの緊急輸送道路は、市内に約200kmあります。その中で、地震発生時に緊急車両や支援物資搬送車両の通行を確保する上で最も重要である建築物の密度が高い人口集中地区[※]（平成12年国勢調査）内における、市で定める第4次も含めた緊急輸送道路の沿道建築物の状況を調査した結果、平成27年度では、総棟数は915棟で、そのうち新耐震基準により建築された耐震性を有する建築物は361棟、旧耐震基準により建築された建築物554棟のうち耐震性を有すると推計される建築物は130棟あり、平成27年度での耐震化率は53.7%と推計されます。

緊急輸送道路沿道特定建築物においても、多数の者が利用する特定建築物と同様にアンケート調査を行いました。その結果、令和2年度において、総棟数は902棟で、そのうち新耐震基準により建築された耐震性を有する建築物は363棟、旧耐震基準により建築された建築物は539棟、そのうちアンケート調査による耐震診断の結果や耐震改修の実施の把握、国の推計値などから耐震性を有すると推計される建築物は143棟あり、耐震性を有していると推計される建築物は506棟で、令和2年度での耐震化率は56.1%と推計されます。

地震発生時に緊急輸送道路を有効に機能させるためには、特に人口集中地区における緊急輸送道路沿道で倒壊により道路を閉塞するおそれのある建築物の耐震化を図ることが必要となります。

▶ 表1 - 6/緊急輸送道路沿道特定建築物の耐震化の現状（令和2年度）

	建築物の 総棟数 ①	新耐震基準により 建築された建築物 の棟数 ②	旧耐震基準により 建築された建築物 の棟数 ③	旧耐震基準のうち 耐震性を有すると 推計される建築物 の棟数 ④	耐震性を 有する 建築物の 棟数 ⑤ (②+④)	R2年度 耐震化率 (推計) ⑤/①	H27年度 耐震化率 (推計)	H18年度 耐震化率 (推計)
緊急輸送道路沿道 特定建築物	902 (915)	363 (361)	539 (554)	143 (130)	506 (491)	56.1%	53.7%	54.7%

（ ）内は平成27年度の棟数

注：福井市集計データ

※ 人口集中地区（DID[Densely Inhabited District]地区）人口密度約4,000人/km²以上の国勢調査地区がいくつか隣接して、合わせて人口5,000人以上を有する地区

(3) 耐震化の目標設定

① 住宅

大規模地震時の人的及び経済的被害を軽減するため、日常生活の場である住宅の耐震化を図ることが重要であり、住宅の耐震化率を令和2年度に90%に達成するよう、耐震化の促進を図ってきました。

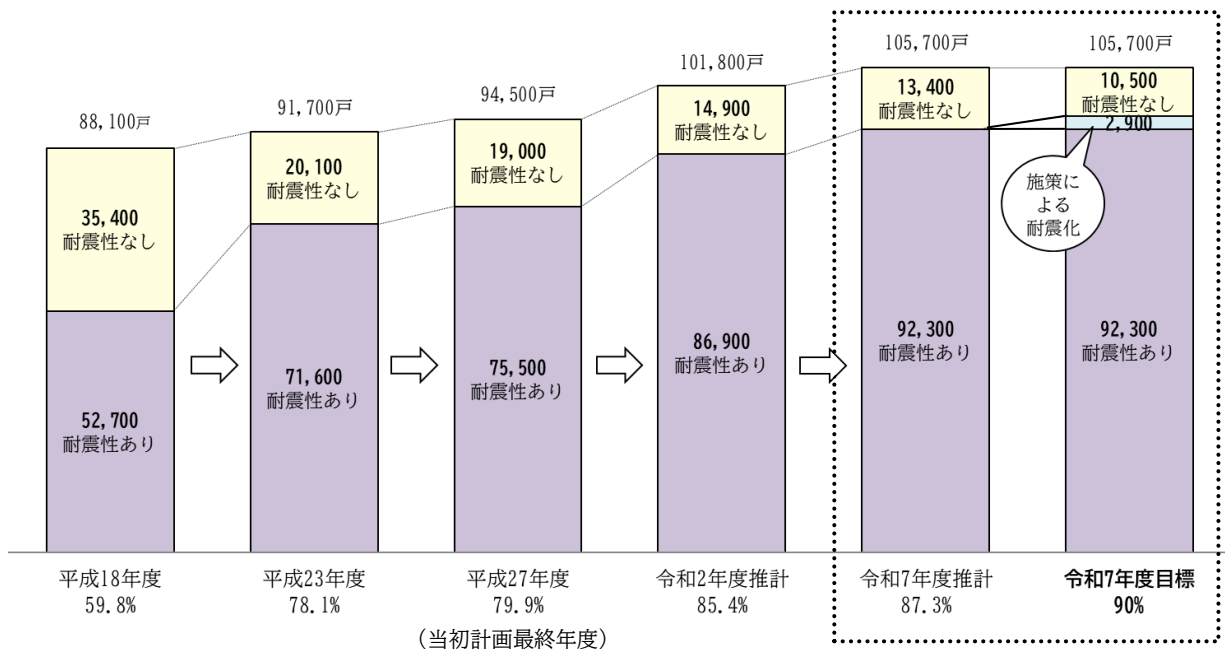
令和2年度では85.4%と推計され、令和2年度の目標であった90%に達していない状況です。令和7年度の耐震化率の目標について、国は95%としています。実態と乖離しており、県計画では県下17市町でも目標値と実態に乖離があるとして目標値を90%としています。本計画においても県計画を考慮し目標値を90%としています。

令和7年度においては、昭和55年以前に建築された住宅の建替え等が進み、住宅105,700戸のうち、耐震性を有する住宅は92,300戸で、耐震化率は87.3%と推計され、耐震性のない住宅は13,400戸と推計されます。

特に、地震発生時に建築物の倒壊により円滑な避難や消火活動を妨げるおそれがある木造住宅等が密集する既成市街地は、人的及び経済的被害を軽減するため、建築物の耐震化を促進する最も重要な地域である一方、旧耐震基準により建築された住宅は、市内全域に点在しています。

そのため、旧耐震基準により建築された住宅については、建替え等が進むことに加え、市内全域において施策による耐震化を促進していきます。

▶ 図1 - 2 / 住宅の耐震化の目標



② 特定建築物

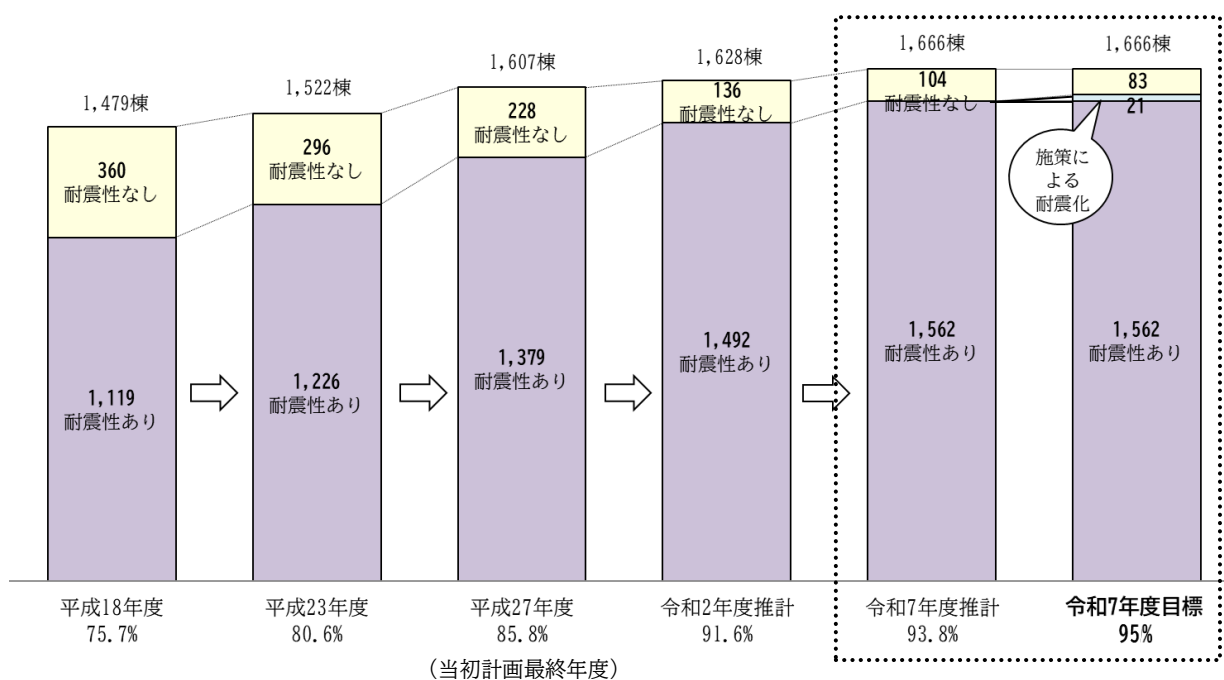
大規模地震が発生した際、人的及び経済的被害を軽減するため、特定建築物の耐震化を図ることが重要です。中でも多くの人命が失われる危険性のある多数の者が利用する特定建築物について、耐震化率を令和2年度に90%に達成するよう、耐震化の促進を図ってきました。

令和2年度では91.6%と推計され、目標値である90%を達成することが見込まれます。令和7年度の耐震化率の目標値について、国は耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築部物を概ね解消することを新たな目標としていますが、引き続き県計画では、耐震診断義務付け対象建築物を含めた特定建築物の耐震化率を目標設定とし、目標値を95%としています。本計画においても県計画を考慮し目標値を95%とします。

多数の者が利用する特定建築物のうち、公共建築物については、緊急性・重要性などを考慮し、計画的に耐震化の促進を図っていきます。

また、民間建築物については、旧耐震基準の建築物の建替え等が進むことに加え、施策による耐震化を促進していきます。

▶ 図1 - 3/多数の者が利用する特定建築物の耐震化の目標



(4) 市有建築物の耐震化の現状と方針

市有建築物とは、特定建築物を含めた市が所有している建築物をいいます。

① 耐震化の現状

耐震改修促進法では、人的及び経済的に多大な被害が発生すると想定される一定規模以上の建築物を対象としていますが、市有建築物の中にはそれらの規模に満たないものでも大規模地震時に重要な役割を果たす建築物があります。

令和2年度では、市有建築物の総棟数は1,051棟で、そのうち新耐震基準により建築された耐震性を有する建築物は542棟あります。

旧耐震基準により建築された建築物は509棟あり、そのうち既に耐震診断の結果や、耐震改修の実施などから耐震性を有する建築物は436棟あります。

以上のことから、耐震性を有している建築物は978棟で、令和2年度での耐震化率は93.1%です。

また、市有建築物のうち災害時の拠点となる建築物等、多数の者が利用する特定建築物については、令和2年度において、市有特定建築物の総棟数は296棟で、そのうち新耐震基準により建築された耐震性を有する建築物は124棟あります。

旧耐震基準により建築された建築物は172棟あり、そのうち既に耐震診断の結果や、耐震改修の実施から耐震性を有する建築物は154棟あります。

以上のことから、耐震性を有している建築物は278棟で、令和2年度での耐震化率は93.9%です。

② 耐震化の方針

大規模地震時の人的及び経済的被害を軽減するため、災害時に基幹的な役割を果たす市有建築物や多数の市民が利用する市有建築物の耐震化を図ることが重要です。

また、民間建築物への耐震化を先導し、多数の者が利用する特定建築物の耐震化率を95%に近づけるためにも市有建築物の耐震化を進める必要があります。

特に、情報の収集・伝達、避難誘導等の災害時の拠点となる建築物と子どもたちが多くの時間を費やす教育施設等の耐震化の促進は最も重要となり、これらの建築物については、優先的に耐震化を進め、その他の市有建築物も計画的な耐震化に努めます。

なお、行政改革による建築物の統廃合、少子化や人口減少などの社会情勢の変化に対応した機能集約に伴い、建築物の使用形態・活用方法を見直し、実態に即した建築物の耐震化を実施します。

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するため、まず、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題と意識して取り組むことが不可欠です。

本市は、市内に存する建築物の耐震化の現状を踏まえ、所有者等が耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境を県と連携して整備することを基本的な取組方針にします。また、県や関係団体と連携し、所有者等に対し防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性の普及啓発に積極的に取り組みます。

(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

市民に対し、建築物の耐震診断及び耐震改修の重要性の普及啓発に努め、様々な支援制度を活用するとともに、耐震改修促進税制や地震保険の活用について市民への周知や、木造住宅の耐震化に向けた所有者等の負担軽減に資する手法の普及と導入に努め、住宅及び特定建築物の耐震化の促進を図ります。

第一に、地震発生時における円滑な避難や消火活動を確保するため、耐震改修工事の現場見学会や戸別訪問等を行い、旧耐震基準により建築された木造住宅の耐震化を促進していきます。

第二に、民間建築物のうち、多数の者が利用する特定建築物の耐震改修の実施を重点的に促進していきます。

住宅に係る耐震診断・耐震改修等に対する支援制度を表2-1に、特定建築物に係る耐震診断・耐震改修に対する支援制度を表2-2に、耐震改修促進税制の概要を表2-3に、地震保険の割引制度等の概要を表2-4に示します。

▶ 表2 - 1/住宅に係る耐震診断・耐震改修等に対する支援制度

種 別	支援制度名称	概 要	事業元	問合せ先
耐震診断	木造住宅耐震診断等促進事業	内容：木造住宅の耐震診断・補強プラン作成の支援 対象：昭和 56 年 5 月 31 日以前着工の木造住宅	国 県 市	市・建築指導課 20-5574
耐震改修	木造住宅耐震改修促進事業※	内容：木造住宅の耐震改修への補助 対象：昭和 56 年 5 月 31 日以前着工の木造住宅で、耐震診断により耐震性が劣ると判断されたもの	国 県 市	市・建築指導課 20-5574

※ 耐震診断の結果、耐震性が劣ると判定された木造住宅は、構造評点1.0以上（地震により倒壊する危険性が低いレベル）を基準に耐震改修することを原則とします。しかし、住宅の構造や生活形態などの理由により構造評点1.0以上が満たせない場合は、構造評点0.7以上への耐震改修であっても、人的被害の軽減や震災後の道路閉塞の軽減による円滑な救助消火活動が可能となり、一定レベルの減災に寄与すると考えられることから、平成23年度から耐震改修の補助対象としました。

▶ 支援結果の概要

(単位：件)

種 別		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
住 宅	耐震診断	156	145	150	142	69	48	68	77	60	39	26	80	44	32	30
	補強プラン	—	—	—	191	75	56	71	79	61	37	26	86	44	32	30
	補強改修	—	—	—	26	30	22	38	21	19	17	7	12	13	10	7

注：福井市集計データ

▶ 表2 - 2/特定建築物に係る耐震診断・耐震改修に対する支援制度

種 別	支援制度名称	概 要	事業元	問合せ先
耐震診断 ・ 耐震改修	住宅・建築物 安全ストック 形成事業	旧耐震基準により建築された私立学校、幼稚園、社会福祉施設、障害者施設、保育所の耐震診断に補助	国 県	県・建築住宅課 20-0506
		特定既存耐震不適格建築物のうち、耐震診断が義務付けられるもの（要緊急安全確認大規模建築物）の耐震改修に補助	国 県 市	市・建築指導課 20-5574
	耐震対策緊急 促進事業	要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修に補助	国	耐震対策緊急促進 事業実施支援室 03-6214-5798
	公立学校施設 整備費地震補 強事業	旧耐震基準により建築された耐震性の劣る公立小・中学校及び特別支援学校の耐震改修に補助	国	県・教育政策課 20-0564
	私立高等学校 教育施設整備 事業	旧耐震基準により建築された耐震性の劣る私立高等学校の耐震改修に補助	国 県	県・大学私学課 20-0248
	私立学校耐震 化促進事業	私立学校の耐震化の促進に補助	国 県	県・大学私学課 20-0248
	私立幼稚園施 設整備費補助 金	私立幼稚園の耐震化の促進に補助	国 県	県・子ども家庭課 20-0342
	社会福祉施設 整備事業	旧耐震基準により建築された耐震性の劣る社会福祉施設の耐震改修に補助	国 県	県・障がい福祉課 20-0339
	私立教育・保 育施設等整備 事業補助金	一定年数を経過して使用に耐えられなくなり、改修が必要となった保育所、認定こども園の改築及び改修に補助	国 県 市	市・子育て支援課 20-5270
	医療提供体制 施設整備交付 金	旧耐震基準により建築された耐震性の劣る災害拠点病院、二次救急医療機関（病院）、精神科病院等の耐震改修、新築及び改築に補助	国	県・地域医療課 20-0346

▶ 表2 - 3/耐震改修促進税制の概要

種 別	概 要
住宅に係る 耐震改修 促進税制	所得税 個人が、平成 21 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までに、旧耐震基準（昭和 56 年 5 月 31 日以前の耐震基準）により建築された住宅の耐震改修を行った場合、当該耐震改修に要した費用の 10%相当額（上限 25 万円）を所得税額から控除する。
	固 定 資産税 昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅について、令和 4 年 3 月 31 日までに一定の耐震改修を行った場合、当該住宅に係る固定資産税額（120 m ² 相当分まで）を 1 年間 1/2 に減額する。
要緊急安全 確認大規模 建築物 に係る 耐震改修 促進税制	要緊急安全確認大規模建築物で、耐震診断結果の報告を行ったものについて、平成 26 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に政府の補助を受けて改修工事を行った場合、固定資産税額を 2 年間 1/2 に減額。（改修工事費の 2.5%が限度）

▶ 表2 - 4/地震保険の割引制度等の概要

割引制度等	割引等の説明	保険料の割引率		
建築年割引 契約開始日： 平成 13 年 10 月 1 日以降	対象建物が、昭和 56 年 6 月 1 日以降に新築された建物である場合	10%		
耐震等級割引 契約開始日： 平成 13 年 10 月 1 日以降	対象建物が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に規定する日本住宅性能表示基準に定められた耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の評価指針」に定められた耐震等級を有している場合	始期日	平成 26 年 6 月 30 日以前	平成 26 年 7 月 1 日以降
		耐震等級 1	10%	10%
		耐震等級 2	20%	30%
		耐震等級 3	30%	50%
免震建築物割引 契約開始日： 平成 19 年 10 月 1 日以降	対象物件が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく「免震建築物」である場合	始期日	平成 26 年 6 月 30 日以前	平成 26 年 7 月 1 日以降
			30%	50%
耐震診断割引 契約開始日： 平成 19 年 10 月 1 日以降	地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、建築基準法（昭和 56 年 6 月 1 日施行）における耐震基準を満たす場合	10%		
地震保険料所得控除 制度	平成 19 年 1 月から、地震災害による損失への備えに係る国民の自助努力を支援するため、従来の損害保険料控除が改組され、地震保険料控除が創設された	所得税：最高 5 万円 住民税：最高 2 万 5 千円を総所得金額等から控除		

(3) 地震時に通行を確保すべき道路の指定及び沿道建築物の耐震化

地震発生時に緊急車両や支援物資搬送車両が通行できる緊急輸送道路を確保することは重要であり、その道路が有効に機能するためには、倒壊により道路を閉塞するおそれのある沿道の建築物の耐震化を図ることが必要となります。法第6条第3項第2号に規定する道路（本市の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる道路）として本計画に記載する道路は市内の緊急輸送道路とします。

特に、本市は県と連携し、地震発生時に緊急車両や支援物資搬送車両の通行を確保する上で、最も重要である建築物の密度の高い人口集中地区内の耐震化すべき建築物について、優先的に耐震化を促進します。

(4) 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

① 木造住宅の耐震診断を推進するための体制整備

木造住宅の耐震診断を円滑に推進するためには、耐震診断を受ける方と耐震診断士のコーディネートを行う機関が必要となります。

その機関として、平成17年3月に福井県木造住宅耐震促進協議会が設立されました。本市では耐震診断の希望者を募集し、市が委託した当該協議会から登録されている耐震診断士を派遣しています。また、協議会は診断士の報告を受けて、専門家による所見を加え最終的な判定をしており、円滑で公正な耐震診断をこれまで推進してきました。同協議会は平成28年3月に解散しましたが、その役割は（一社）福井県建築士事務所協会に引き継がれています。今後も、県及び同協会と連携し、木造住宅の耐震診断の促進を図ります。

② 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化促進

耐震改修促進法の改正により、特定既存耐震不適格建築物のうち一定規模以上のものについては、要緊急安全確認大規模建築物として、耐震診断を行うことが義務付けられました。そこで、平成26年度に診断結果の報告を求めたところ、耐震性が不十分な建築物がありました。

これらの建築物の耐震化には多額の費用が見込まれることから、要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修に対しても支援制度を設け、耐震化の促進を図ります。

(5) 地震時の総合的な安全対策

① 建築物に係る二次的被害発生防止への対応

近年、全国各地で大規模地震が頻発し、それに伴い、建築物の窓ガラスや外装タイル等の落下、大規模な空間を有する建築物の天井崩落、ブロック塀の倒壊等による死傷等の二次的被害が発生しており、地震時における建築物の安全性の確保が重要な課題となっています。これらは、建築基準法でそれぞれの安全性の規定が定められた年次が異なるため、たとえ新耐震基準で建築された建築物で建物の倒壊等の被害がないとしても、例えば大規模空間の天井が崩落したり、外壁に取り付けている看板等が落下することにより、死傷者が発生する可能性があります。

このため、本市における被害発生防止への対応として以下の施策を行います。

- 建築物の窓ガラス、外装タイル、外壁に取り付けている看板等の落下防止対策に関する指導を行います。
- 大規模な空間を有する建築物の天井崩落防止対策に関する指導を行います。
- ブロック塀の新設・改修時には、建築基準法を遵守するよう指導を行うとともに、重点的に安全対策を実施すべき避難路として福井市が設置する小・中学校への通学路を位置づけ、通学路沿道にある危険ブロック塀の安全対策に関する支援を行います。

② 建築設備の安全対策の推進

所有者に電気給湯器等の建築設備の転落防止措置を講ずることや、エスカレーターへの脱落防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策等について普及啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進します。

③ 二次的被害発生防止に関する支援体制の整備

地震により被災した建築物は、その後の余震等により倒壊及び瓦や外壁など建築物の部材等が落下する危険性があり、人命に係わる二次的被害が発生することがあります。

このため、被災建築物の傾きや瓦等の部材の状況から建築物の危険度を判定し、建築物の使用者等への注意喚起を目的に、「危険（赤）」「要注意（黄色）」「調査済（緑）」の判定内容を示すステッカーを貼付する被災建築物の応急危険度判定を実施することが、地震発生直後の応急対策として大変重要です。

平成7年度から、県において建築士を対象に講習会を開催し、応急危険度判定を行う技術者を養成、福井県震災建築物応急危険度判定士として登録しています。

また、地震発生時に応急危険度判定を円滑に実施するため、県と市町で構成する福井県被災建築物応急危険度判定協議会が平成11年度に設立され、体制整備を図っています。

④ 地震に伴う宅地被害の軽減対策

東日本大震災では、地盤の液状化や造成地の盛土部分における地滑りなど、宅地の被害が広範囲に発生し、損傷は軽微でも使用できなくなった建築物が多くありました。

地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減を図るため、がけ地近接等危険住宅移転事業の活用を促進し、敷地の安全対策を推進します。

(6) 緊急耐震重点区域における建築物の耐震化促進

旧耐震基準で建築された建築物は、阪神・淡路大震災において多くの被害が出ており、早急に耐震化を進める必要があります。

これらの旧耐震基準の建築物は、市内全域に点在しています。また、福井市地域防災計画（地震災害対策編）では、市域の大半が震度5強以上を観測する地震を想定していることから、市内全域において建築物の耐震化が求められています。

そのため、当計画では、市内全域を緊急耐震重点区域と位置づけ、建築物の耐震化を図ります。

特に、旧耐震基準で建築された住宅については、令和7年度までに戸別訪問を行い、耐震化の必要性や支援制度の説明を行います。併せて、広報パンフレットの配付や説明会などを行うことで、耐震化を促進していきます。

また、訪問戸数や耐震診断、耐震改修の支援実績を、ホームページにて公表します。

これらの取り組みを、社会資本整備総合交付金要綱（平成28年10月7日改正）に基づく住宅耐震化緊急促進アクションプログラムとして位置づけます。

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

(1) 想定地震における震度分布図等の情報提供

本市では、平成13年に「福井市地震防災アセスメント調査報告書」を作成しており、福井地震を想定地震として福井県が実施した地震動及び液状化の予測結果を基に、市内の町丁目ごとに建物被害や火災、人的被害等の想定を行っています。

この報告書を活用し、想定された地震における、情報提供を市民に行うことにより、地震に対する安全性の向上に関する知識の普及を図ります。

(2) 相談体制の整備・情報の充実

耐震診断及び耐震改修に関する相談や情報提供について、以下の窓口で対応しています。また、新聞、広報誌、ホームページ等を活用し、耐震改修に関する普及啓発を行っています。

▶ 表3 - 1/相談窓口一覧

区分	相談窓口	対応内容
市	建設部建築事務所建築指導課 住所：福井市大手 3-10-1 電話：0776-20-5574	技術的な相談・耐震改修等に係る情報の提供等 (情報の例) ● 支援制度 ● 耐震改修を行う施工者の情報 ● 耐震改修の工法の紹介など
県	土木部建築住宅課 住所：福井市大手 3-17-1 電話：0776-20-0506	
建設関係団体	(一社) 福井県建築士事務所協会 住所：福井市日之出 5-4-7 電話：0776-54-1552 (一財) 福井県建築住宅センター 住所：福井市御幸 3-10-15 電話：0776-23-0457	

(3) パンフレット等の作成とその活用

本市では、住宅の耐震改修等に関する意識啓発を図ることを目的に、市・県で作成した以下のような各種パンフレット等を窓口などに配備するほか、福井市の実情にあった市独自のパンフレットの作成・配付を行い、今後も市民に対する情報提供を実施します。

また、建築物防災週間における防災相談窓口の開設、住生活月間における各種イベント及び雑誌掲載の機会を活用した情報提供を行っており、引き続き市民意識啓発に努めます。

▶ 表3 - 2/パンフレット等の一覧

区分	名称	内容
市	木造住宅耐震診断パンフレット	耐震診断の普及啓発
	木造住宅耐震改修パンフレット	耐震診断の普及啓発
	耐震改修促進計画パンフレット	耐震改修の普及啓発
県	あなたが守る家族の安全	耐震改修の普及啓発
	わが家の耐震診断と補強方法	耐震改修の普及啓発
	住まいの履歴書	住宅の維持保全の普及啓発
	あなたが住まいの主人公	ゆとりと安全の住まい支援事業及び木造住宅耐震診断促進事業普及啓発
	木造住宅耐震補強事例集	耐震改修の普及啓発

(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

本市は、（一社）福井県建築士事務所協会、（一財）福井県建築住宅センターと連携し、リフォームに関する相談等を活用し、リフォームにあわせた耐震改修の重要性を説明し意識啓発を図ります。

(5) 住民啓発活動

「福井市地域防災計画」においては、地震被害発生時に住民等が的確な防災対策を講じられるよう、平時に行う防災知識の普及・啓発についての計画が定められています。このことを踏まえ、耐震化の促進を図るため地域住民の意識啓発に努めます。

① 耐震出張説明の実施

本市で開催されるイベント、市政出前講座などにおいて、県と連携し、耐震化に係る情報提供を行います。

② 木造住宅耐震改修現場見学会の実施

住宅の耐震改修を検討している方々に、耐震改修工事中の様子をご覧いただくことで、耐震改修への理解を深めていただき、住宅耐震化の促進に結びつけることを目的として、県と連携し、木造住宅耐震改修の現場見学会を実施します。

第4章 耐震改修促進法及び建築基準法による指導等に関する事項

(1) 県と市が連携した指導等の実施

建築指導行政を所管する本市は県と連携し、旧耐震基準により建築された耐震性が不十分である特定建築物の所有者等に対し、耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導等を実施します。

優先的に指導等を実施すべき特定建築物に対しては、職員が個別に訪問指導を行うなど耐震改修促進法に基づき指導・助言を行います。

▶ 表4 - 1/指導等の概要と根拠法令

段階	区分	概要	根拠法令
1	指導 助言	所有者に対し、耐震診断及び耐震改修の必要性を説明し、速やかな耐震診断の実施を促し、耐震化を図るよう指導・助言を行います。	耐震改修 促進法
2	指示	相当の猶予期限を超えても、正当な理由なしに必要な耐震診断や耐震改修が行われない場合、速やかに耐震診断を実施し、耐震化を図るよう指示します。	
3	公表	相当の猶予期限を超えても、正当な理由なしに指示に従わなかった場合、建築物所有者の名称を公表します。	
4	勧告	相当の猶予期限を超えても、正当な理由なしに指示に従わず、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれが認められる場合、相当の猶予期間を付け、耐震化を図るために必要な措置を講ずるよう勧告します。	建築基準法
5	命令	相当の猶予期間を超えても、正当な理由なしに勧告に係る措置を講じなかった場合、相当の猶予期間を付け、勧告に係る措置を講ずるよう命令します。ただし、明らかに著しく保安上危険であると認められる場合、指示・勧告を行うことなしに、速やかに命令します。	

(2) 優先的に指導等を実施すべき特定建築物の選定

地震時の人的・経済的被害の軽減を目的に、旧耐震基準により建築された耐震性が不十分である特定建築物のうち、建築物が被災時に果たす役割や市民に及ぼす影響等を考慮し、優先的に指導すべき特定建築物を選定し、所有者等に対する指導等を迅速に実施します。

▶ 表4 - 2/優先的に指導等を実施すべき建築物

優先順位	特定建築物の概要
1	市及び県の庁舎、警察署、消防署、小・中学校及び病院等、災害時の拠点となる特定建築物、子どもたちが多くの時間を費やす教育施設等
2	百貨店、飲食店、ホテル、映画館及び博物館等、不特定多数の者が利用する特定建築物
3	市又は県の促進計画に記載された道路の沿道で地震時に倒壊することにより道路を閉塞するおそれがある特定建築物

第5章 その他の耐震診断及び耐震改修の促進に関する必要な事項

(1) 福井県建築士事務所協会との連携

平成27年度までは、（一社）福井県建築士事務所協会、（一社）福井県建築組合連合会、（一財）福井県建築住宅センター、（一社）福井県建築士会の、建築関係4団体で福井県木造住宅耐震促進協議会を構成し、診断士の派遣と耐震診断の公正な判定を行っていました。

平成28年度からは、（一社）福井県建築士事務所協会が、その役割を引き継ぎ、診断士の派遣等を行っていきます。

本市では、引き続き耐震改修の促進に向けた普及啓発活動も含め、当協会との連携を一層深めていきます。

(2) 計画の検証

本市は、年1回特定建築物のフォローアップを行い、耐震化率の把握に努め、着実に建築物の耐震化を進めます。

福井市役所 建築指導課

〒910-8511 福井市大手 3 丁目 10-1

TEL 0776-20-5574

FAX 0776-20-5751

e-mail sidou@city.fukui.lg.jp